



廃棄物処理業者のための 労務費の適切な転嫁・価格交渉に関する勉強会

環境再生・資源循環局 資源循環課

2026年3月9日



- **2025年4月30日：環境省より通知文書を発出**
「価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について」
※ 環境大臣より関係事業団体へ取組 6 項目の要請
- **2025年9月29日：環境省より通知文書を再発出**
「価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について」
※ 環境大臣より関係事業団体へ取組 3 項目の要請
- **2025年9月29日：環境省より説明会開催**
「下請法・下請振興法改正法の概要」に関する説明会
- **2026年2月9日：環境省より事務連絡**
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について連絡
- **2026年2月18日：環境省より説明会開催**
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正等に関する説明会
- **2026年3月9日（本日）：合同勉強会共催**
「廃棄物処理業者のための労務費の適切な転嫁・価格交渉」に関する勉強会

【廃棄物処理法】

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(略)

(事業者の処理)

第十二条 (略)

5 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(略)

【廃棄物処理法施行令】

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 (略)

四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

(略)

へ その他環境省令で定める事項

【廃棄物処理法施行規則】

(委託契約書に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第四号へ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

(略)

二 委託者が受託者に支払う料金

(略)

「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」（平成29年6月（令和5年3月一部改訂））抜粋

p.13~

※ 赤字は労務費の適正な価格転嫁等に関連する記載として、本資料において表記

（略）

排出事業者は、委託する産業廃棄物処理業者を自らの責任で決定すべきであり、また、産業廃棄物処理業者との委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と産業廃棄物処理業者の間で決定するものです。

（中略）

【違反等の場合の措置について】

- 委託基準違反には罰則が適用される可能性があるほか、委託の過程で不適正処理された場合には、措置命令の対象（法第19条の5）になる可能性もあります。また、委託基準に違反していない場合であっても、委託に際して、適正な対価を負担していないときには、措置命令の対象（法第19条の6）になる可能性があります。

【「適正な対価（料金）」について】

- 適正な対価を負担していない場合には、処理業者が適正な処理をできないため、不法投棄や不適正処理が行われる可能性が高くなりますので、処理状況について十分な注意が必要です。
- 適正な対価を負担していない場合とは、一般的に行われている方法で処理するために必要とされる処理料金からみて著しく低廉な料金で委託する場合をいいます。

（略）

業種毎の価格転嫁の実施状況 (2025年9月中小企業庁調べ 全回答70,000社) ①

- **発注者**としての廃棄物処理業は、前回調査より改善が見えるものの、**価格転嫁率41.1%で30業種のうち28位。**
- **受注者**としての廃棄物処理業は、前回調査より下がり、**価格転嫁率39.6%で30業種のうち25位。**

【**発注者の立場で回答**】 ※「廃棄物処理」回答数：248

2025年9月		コスト増に対する転嫁率	
全体		↑	53.5% (52.4%)
1位	化学	↑	66.7% (64.8%)
2位	電機・情報通信機器	↑	60.6% (58.4%)
3位	機械製造業	↑	59.4% (56.2%)
3位	造船	↑	59.4% (57.6%)
5位	食品製造業	↓	59.3% (60.3%)
6位	自動車・自動車部品	↑	58.9% (56.6%)
7位	飲食サービス	↓	57.2% (57.3%)
8位	金融・保険	↑↑	56.2% (51.1%)
9位	金属	↑	54.2% (50.9%)
10位	卸売	↓	54.1% (54.4%)
11位	小売	↑	54.0% (52.5%)
12位	建設	↑	53.2% (52.6%)
13位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9% (52.2%)
14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7% (53.6%)
15位	運輸・郵便 (トラック運送除く)	↑	52.4% (51.5%)
16位	不動産業・物品賃貸	↑	51.7% (48.5%)
17位	情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9% (54.3%)
18位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.0% (46.0%)
18位	紙・紙加工	↓	50.0% (51.4%)
20位	印刷	↑	49.9% (47.7%)
21位	生活関連サービス	↓	48.9% (50.2%)
22位	繊維	↑	48.1% (47.5%)
23位	建材・住宅設備	↑	47.2% (46.6%)
24位	製薬	↓↓↓	46.7% (64.1%)
25位	通信	↑↑	46.6% (37.7%)
26位	広告	↑	43.4% (38.7%)
27位	農業・林業	↓	42.3% (45.0%)
28位	廃棄物処理	↑	41.1% (39.3%)
29位	放送コンテンツ	↓	40.1% (43.2%)
30位	トラック運送	↓	34.7% (36.1%)
-	その他	-	-

【**受注者の立場で回答**】 ※「廃棄物処理」回答数：629

2025年9月		コスト増に対する転嫁率	
全体		↑	53.5% (52.4%)
1位	化学	↑	64.5% (64.4%)
2位	機械製造業	↑	63.4% (61.0%)
3位	卸売	↑	61.8% (61.3%)
4位	電機・情報通信機器	↑	61.1% (57.3%)
5位	自動車・自動車部品	↑	58.1% (53.4%)
6位	小売	↑	57.3% (55.7%)
7位	食品製造業	↑	55.7% (55.4%)
8位	金属	↑	54.8% (51.9%)
9位	建設	↑	53.4% (52.5%)
10位	紙・紙加工	↓	53.0% (55.7%)
11位	情報サービス・ソフトウェア	↓	51.9% (54.0%)
12位	鉱業・採石・砂利採取	↓	51.3% (53.0%)
13位	造船	↓	51.2% (54.8%)
14位	運輸・郵便 (トラック運送除く)	↑	50.7% (50.7%)
15位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.3% (46.8%)
16位	印刷	↓	49.1% (51.0%)
17位	不動産業・物品賃貸	↑	49.0% (47.8%)
18位	建材・住宅設備	↓	48.2% (49.4%)
19位	広告	↓	46.8% (48.3%)
20位	繊維	↓	46.3% (50.6%)
21位	通信	↑↑↑	46.1% (35.4%)
22位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	45.4% (45.5%)
23位	金融・保険	↑↑↑	45.0% (28.5%)
24位	農業・林業	↓	41.4% (44.8%)
25位	廃棄物処理	↓	39.6% (40.1%)
26位	生活関連サービス	↓	37.6% (42.1%)
27位	トラック運送	↓	36.5% (37.6%)
28位	放送コンテンツ	↓↓	34.0% (41.0%)
29位	飲食サービス	↓	33.0% (36.9%)
30位	製薬	↓↓↓	30.0% (45.0%)
-	その他	-	-

業種毎の価格転嫁の実施状況（2025年9月中小企業庁調べ 全回答70,000社）②

- 廃棄物業者が**発注者**として取引する相手の65.3%は、廃棄物処理業者（二次処理・収集運搬等）。
- 廃棄物業者が**受注者**として取引する相手の25.8%は、廃棄物処理業者（収集運搬・処分業者等）。
- 『価格交渉に関する指針』に基づき、同業者間の取引適正化に向けた取組が必要。

廃棄物処理業が発注

発注

X業界

n=248

NO	業種	件数	割合
1	44廃棄物処理業	162	65.3%
2	48その他のサービス業	28	11.3%
3	45自動車整備業	11	4.4%
4	04建設業	10	4.0%
5	31卸売業	9	3.6%
6	39生活関連サービス業	5	2.0%
7	46機械等修理業	5	2.0%
8	30トラック運送業	3	1.2%
9	23その他製造業	2	0.8%
10	14金属産業	2	0.8%
11	その他（9業種）	11	4.4%

Y業界

発注

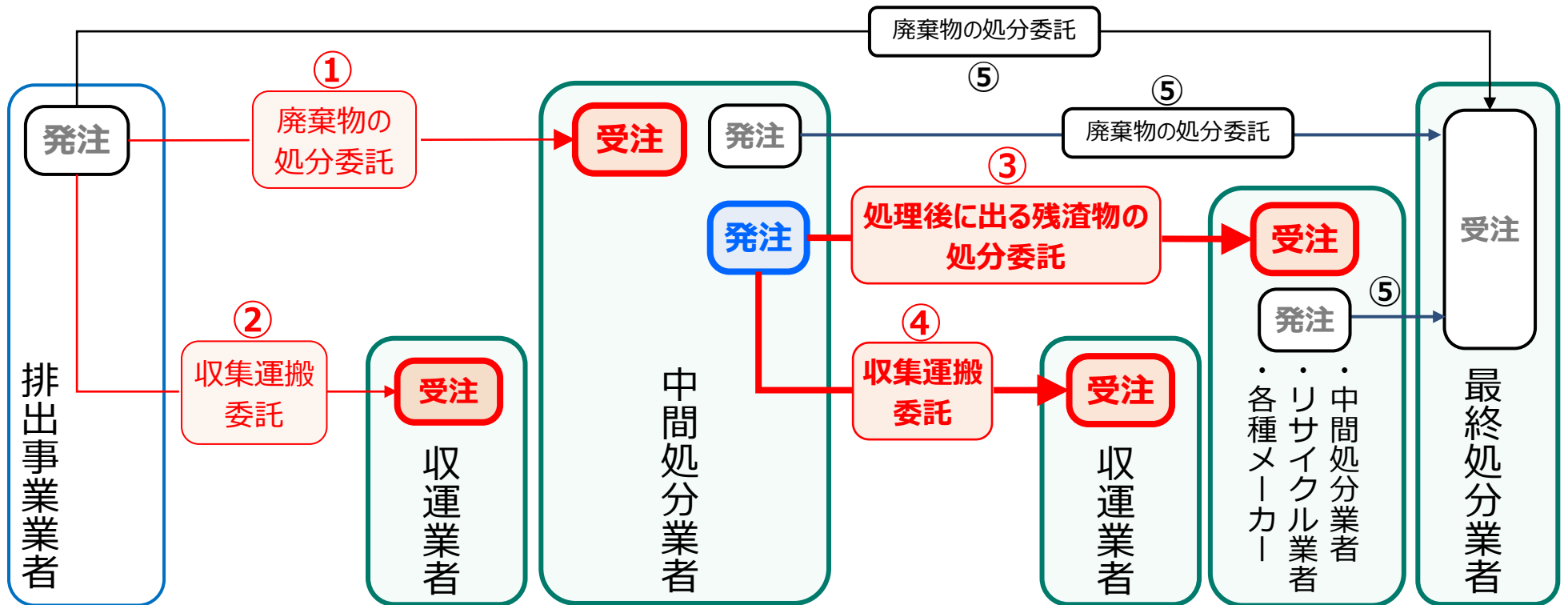
廃棄物処理業が受注

n=629

NO	業種	件数	割合
1	44廃棄物処理業	162	25.8%
2	04建設業	93	14.8%
3	51地方公務	86	13.7%
4	23その他製造業	26	4.1%
5	48その他のサービス業	25	4.0%
6	05食品製造業	22	3.5%
7	32小売業	22	3.5%
8	11化学（製薬除く）	18	2.9%
9	31卸売業	17	2.7%
10	42医療，福祉（製薬のぞく）	16	2.5%
11	その他（28業種）	142	22.6%

一般的な廃棄物処理の取引のフロー

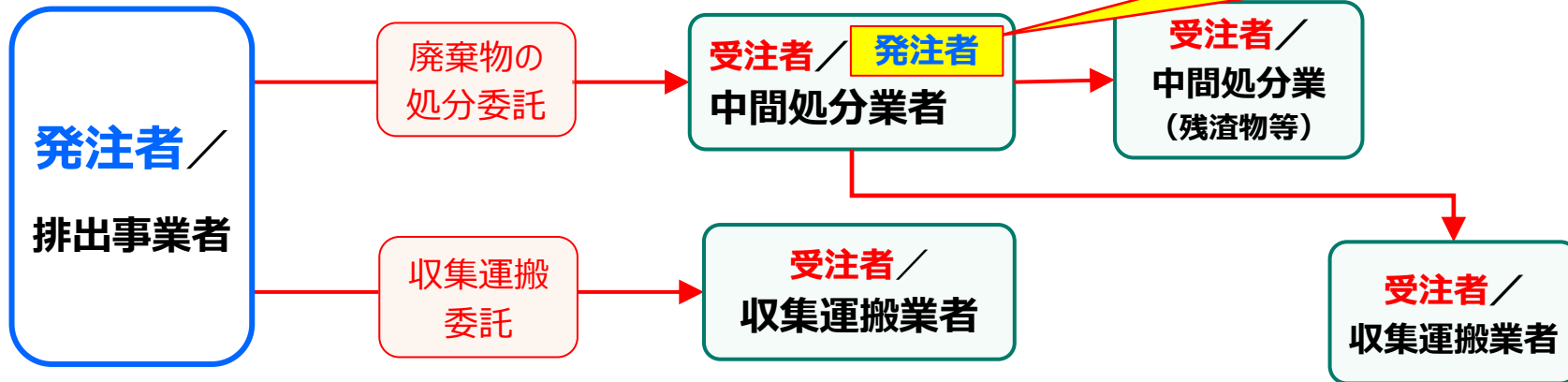
- 2025年9月に行われた中小企業庁のフォローアップ調査結果によると、下図の①・②・③・④の取引において、労務費等の価格転嫁が進んでいない可能性がある。



発注者として採るべき行動／求められる行動

- 廃棄物処理の取引における**発注者**として採るべき行動、求められる行動
 = **受注者が発注者に求めることができる行動**

受注者としてだけでなく発注者としての立場として、積極的に採るべき行動を实践すべき。



1. サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

発注者は、廃棄物の残渣処理やその後の二次処理費用も含めた**受注者**のコストを取り込むこと

2. 本社（経営トップ）の関与

労務費の上昇分について、取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針**を具体的に**経営トップ**まで上げて決定すること

3. 発注者側からの定期的な協議の実施

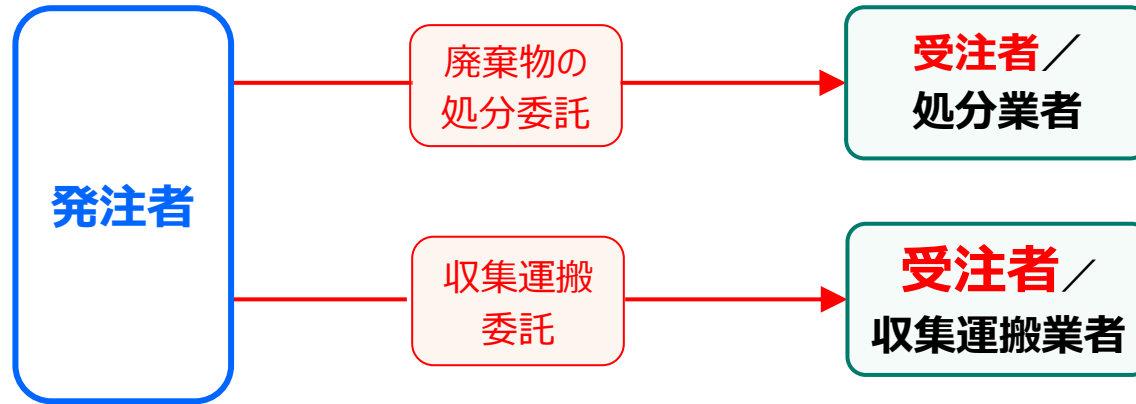
定期的に労務費の転嫁について**発注者**から協議の場を設けること

4. 受注者の要請があれば、協議のテーブルにつくこと

受注者と協議テーブルにつき、**労務費の転嫁を求められたこと**で取引停止等の不利益な取扱いをしないこと

受注者として採るべき行動／求められる行動

■ 適正な価格転嫁等の交渉を行う前に、**受注者**として採るべき行動、求められる行動を実践。



1. 根拠とする資料の作成

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

2. 定期的なコミュニケーション

発注者と価格交渉のみを行うのではなく、価格転嫁等の裏付けとなる実態等を理解してもらうためにも普段から必要なコミュニケーションを図り信頼関係を築くこと。

3. 相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなど、積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

具体的取組： **受注者** としての価格交渉の準備

- まず交渉のための準備をしっかりと整えることが重要。

チェック1

引先からの引合段階で、業務内容や取引条件をきちんと確認していますか？

チェック2

エネルギーや原材料費等、取引に必要なデータは定期的に収集していますか？

チェック3

“原価計算”できていますか？ 処理方法・品目単位での把握を！

チェック4

処理方法・品目の“単価”を把握し、取引先に提示できますか？

チェック5

自社の事業特性をふまえた“見積書”のひな型はありますか？

チェック6

取引先の経営方針や業績動向を把握できていますか？

チェック7

取引先にとっての自社の“付加価値” = 価格になっていませんか？

具体的取組： **受注者** としての価格交渉の実践

- 業界動向を把握し、発注側企業の業界動向や事業形態、各取引先の規模や経済活動等の動向、自社との取引実績を踏まえた交渉を実践。
- サービスの価格交渉だけでなく、自社の付加価値を活かした代替案提示が取引継続の鍵。

ステップ 1

自社業種・業界の価格改定に関する情報収集

ステップ 2

取引先（**発注者**）業界・業種の情報収集と価格交渉順の検討

ステップ 3

取引先（**発注者**）への交渉の申し入れ

ステップ 4

価格交渉に向けた説明資料の準備【提案力】

ステップ 5

発注後に発生する価格交渉

- 廃棄物の収集・運搬と中間処分とをまとめて受託する一括の廃棄物処理契約をしていることから、これまでは全ての処理をまとめた料金単価を提示していたが、排出者（**発注者**）との処理契約更新時において、廃棄物処理にかかる必要経費の内訳を収集・運搬と処分とを分けて掲示・説明することにより、労務費や燃料費の変動に係る価格転嫁の必要性を示すことが可能となり、**受注者**として納得のいく価格で契約締結できるようになった。【**受注者**の取組】
- 発注者と**受注者**の定期的な会合において、事業計画や調達計画を共有することに加え、両者の困りごとを共有して解決策の提案を行う他、価格交渉も積極的に行っている。【**発注者/受注者**双方の取組】
- 価格交渉の記録について、交渉記録や資料を電子データで**発注者/受注者**で保存している。協議した内容・結果等を双方で共有することで、人事異動や退職等、担当者が変わった後でも確認の手間が省かれ、これまでの経緯を踏まえたスムーズな交渉を継続できる。【**発注者/受注者**双方の取組】

- 全国産業資源循環連合会と連携しながら、以下の取組を進めて業界の取組を後押し。

廃棄物処理業における価格転嫁ガイドライン（仮）作成・公表

- 廃棄物処理業における労務費等の適切な価格転嫁・取引のために重要な取組を理解いただくことを目的に、廃棄物処理事業者向けガイドラインを作成して公表予定。

適正な価格転嫁・取引への取組状況のフォローアップ

- 中小企業庁等による価格転嫁状況に関するアンケート調査結果を分析。
- 定期的の実態把握（独自アンケートや対面によるヒアリング）を行い、業界における課題の共有と見直しを後押し。業界におけるグッドプラクティスの創出を図る。

継続的な説明会、合同勉強会の実施

- 上記の取組結果の報告や公正取引委員会等を講師とした適正な価格転嫁等に係る政府動向を周知。

環境再生・資源循環局 資源循環課 業振興ライン

メール：sanpai07@env.go.jp

電話：03-6205-4903

担当：田中、上岡

本日の勉強会におきまして、疑問点やご確認事項がございましたら、
ご遠慮なくお問い合わせください。

皆様の前ではご質問いただきにくい内容につきましても、メールまたはお電話にて承ります。
担当までお問い合わせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。